

## 指宿市温泉資源の保護及び利用に関する条例の素案 に対するご意見等とそれに対する市の考え方

### 1. 条例の名称について

No.	意見等の概要	意見等に対する市の考え方
1	<p>この条例案で事業計画の提出義務があるのは地熱発電事業者だけであり、ある意味、地熱発電や地熱開発を嫌がっているように誤解を招きかねない。</p> <p>したがって、条例名を温泉と地熱との共存共栄を促すような名称（例：地熱利用条例）のような名称にすべきと考える。</p>	ご意見として承ります。

### 2. 条例の目的について

No.	意見等の概要	意見等に対する市の考え方
1	<p>この条例案が、既存の私有資源としての泉源と今後の開発の可能性のある地熱発電事業との調整において、「地域の産業振興及び公共の福祉の増進に寄与する」ための方策として定めるのだということを知りやすいように、条例の目的に、「既存の泉源と今後の地熱開発のバランスを取り」という文言を追加して明記する必要があると思う。</p>	「地域の産業振興及び公共の福祉の増進に寄与する」は「既存の泉源と今後の地熱開発のバランスを取り」を含んでいるものと解しております。

### 3. 条例における定義について

No.	意見等の概要	意見等に対する市の考え方
1	<p>この条例案の対象を「温泉利用事業者」と定義しているが、温泉を地上にくみ上げず、地下で熱源にして熱交換し、その蒸気で発電するバイナリー発電などもある。また、温泉利用業者と地熱発電事業者を区別するより、地熱利用者として網をかぶせ、今後衰退傾向を避けられない事業者には新規事業への移行を促すことができるようにすべきではないかと考える。</p> <p>以上のようなことから、「温泉利用業者」ではなく「地熱利用事業者」に改めるべきではないか。</p>	「温泉利用事業者」は、温泉を公共の浴用又は飲用に利用する者、温泉を配湯業、農業又は養殖業で利用する者、地熱又は温泉を発電事業で利用する者、上記のほか温泉を事業の用に供する目的で利用すると市長が認めた者としています。

#### 4. モニタリングの詳細について

No.	意見等の概要	意見等に対する市の考え方
1	<p>温泉利用事業者の基本的責務の1つとして、事業者自らが所有する温泉の状況等を把握するモニタリングの実施と報告が定められているが、報告やモニタリング結果の公表の頻度や方法はどうなっているのか明記すべきではないかと考える。また、モニタリングの結果は、市のホームページで閲覧できるようにすべきではないかと考える。</p> <p>以上のようなことから、「モニタリング結果は、随時事業者から報告を受け、年1回3月に指宿のホームページで公開する」というような規定が必要だと思う。</p>	<p>モニタリングについては、温泉利用事業者の努力義務として謳っております。</p> <p>したがって、公表は考えておりません。</p>

#### 5. 事業計画書への市長の同意について

No.	意見等の概要	意見等に対する市の考え方
1	<p>地熱発電事業者が市長の同意を得るために提出する事業計画書に対して、市長が何日以内に判断するのか明記されていない。また、不同意の際には、その根拠を示すべきだと考える。</p> <p>以上のようなことから、「市長は、事業計画の提出を受けた日から50日以内に判断し、その根拠を文書をもって事業者に通知する」といったような規定が必要だと思う。</p>	<p>事業計画については、「指宿市調和のとれた地熱活用協議会」（以下協議会）で審議いたしますが、審議に期間を要することも想定されるため、何日以内という判断は明記いたしません。</p> <p>なお、協議会で審議した結果については、申請者にお伝えすることとしています。</p>

#### 6. 協議会の設置について

No.	意見等の概要	意見等に対する市の考え方
1	<p>地熱発電事業の事業計画等を審議、調査等を行うため設置する協議会について、誰が設置するのか、また、その会員構成、任期、選出の方法、設置する日、協議会開催の権限、市議会の同意、協議会開催日時の公表や傍聴の自由、議事録ネットでの公開などを明確にしておかないと恣意的な運用を許すことになる。また、協議会には温泉権をもった人だけでなく、地熱開発側も参加する必要があると考える。</p> <p>以上のようなことから、協議会設置規定を別途定め、それらのことを定める必要があると思う。</p>	<p>協議会については、条例及び規則で定めることにしております。</p> <p>設置規定につきましては、ご意見として承ります。</p>

7. 協定の締結について

No.	意見等の概要	意見等に対する市の考え方
1	<p>この条例案においては、地熱発電事業者は、市長から協定の締結の求めがあったときは、協定を締結しなければならないが、既に地熱発電事業に伴う環境保全に関する協定その他市長が認めるものを市との間で締結している場合は、この限りではないと定めている。</p> <p>この規定では、一度、認可を受けた後は、自由に事業拡張ができてしまう恐れがあるのではないか。</p>	<p>事業拡張や事業変更に対応する協定となっております。</p>

8. 条例の施行予定日と適用について

No.	意見等の概要	意見等に対する市の考え方
1	<p>この条例案が公表されてから施行されるまでの間に規制逃れをする事業者がいる可能性も踏まえ、「温泉法第3条及び第11条に定められた土地の掘削申請を行っている事業者は、この条例が施行されてから30日以内に事業計画を市に提出」することを規定していると解釈する。</p> <p>そうであれば、わかりやすく「2014年1月1日以降からこの条例の施行前までの間に、温泉法第3条及び第11条に定められた土地の掘削申請を行っている事業者は」と明記すべきと考える。</p>	<p>幅広に規定する必要があると考えております。</p>

9. その他の意見について

No.	意見等の概要	意見等に対する市の考え方
1	<p>一般的な地熱発電建設には多額の費用がかかるという報道がある。しかし、指宿市の地熱発電は、山岳部ではなく平地に立地していることから、一般的な地熱発電建設に比べ安価に建設できる環境にあると考える。</p> <p>したがって、九州電力に協力してもらい、積極的に、山川発電所建設費用や利益を公表すべきと考える。また、市内の温泉利用について、地区別の井戸や汲み上げ水量の概算を公表すべきと考える。</p> <p>以上のようなことから、条例にも「市長は、地熱資源の利用状況について調査し、その結果を公表する。」と追記すべきと考える。</p>	<p>ご意見として承ります。</p>

2	<p>現状の経済状況では、近い将来、財政破綻し、多くの市民の生活は立ち行かなくなると思う。また、先日制定された「まち・ひと・しごと創生法」でも、これからは地域の財政的な自立や産業構造の変換が必要とされている。</p> <p>そういった意味からも、条例の最初に、「地熱資源の未来を明るくするものとする。」という表現を加えた方が良いと思う。</p>	ご意見として承ります。
3	<p>地熱資源は、指宿市にとって、将来的に有望な資源である。そういった意味でも、今後、自治体が収益事業として、地熱発電を行う可能性もあると思う。また、その際には、資金的な問題から、銀行や九州電力と提携して行うことが望ましいと考える。</p> <p>以上のようなことから、「市長は、金融機関や電力事業者との協議を行い、地熱事業の可能性を検討することとする。」という条項を加え、積極的に市が地熱事業をする必要性を検討していく必要があると思う。</p>	ご意見として承ります。
4	<p>市長や議長が、既存の温泉配湯事業者と親戚関係になることも考えられる。その場合には、利益相反を起こす恐れがある。</p> <p>したがって、積極的に地熱発電を推進するためにも、「市長及び市議会議長は、地熱発電や温泉事業と直接的な利害関係がないことが望ましい。」という条文を追加すべきと考える。</p>	ご意見として承ります。
5	<p>昨年末、山川発電所のタービンが一部破損した際の報道では、タービンの故障が不自然であるように感じた。この不自然さを確認するためにも、「山川発電所は、重大な故障や事故が発生した場合は、速やかに市へ連絡し、必要がある場合は、その詳細を説明するものとする。」という条文を加える必要があると思う。</p>	ご意見として承ります。